

○消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子どもを対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などをわかりやすく解説している⁸⁵。

○気象庁は、教育関係機関と連携した様々な取組を通じて、防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(情報モラル教育の推進)

○小中学校の新学習指導要領では、各教科での指導を通して「情報モラルを身に付けること」や、道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」などが規定されている。高校の新学習指導要領では、必修教科である共通教科「情報」において情報モラルを指導することとされている。

○文部科学省は、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」⁸⁶や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイド」⁸⁷を配布している。また、いわゆる「ネット依存」をはじめスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生などに対応し適切な指導を行うための、教員向け指導手引書を作成し、教育委員会に周知・配布した。

(メディアリテラシーの向上)

○総務省は、子どものICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム⁸⁸の内容の充実などを行っている。

(3) 女性に対する暴力

○内閣府は、若年層に対して指導的立場にある者を対象に、「交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修」を実施している。

第4章 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

○文部科学省は、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員などが学校や公民館といった身近な場所で保護者や家庭を支援する「家庭教育支援チーム」の取組を推進している⁸⁹。平成25(2013)年度は、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を設置し、現状を把握・分析し、その組織化や効果的な取組を行うための知見・ノウハウについて検討を行った。平成26(2014)年度は、子どもの発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進、アウトリーチを活用した取組についての調査・分析、研究協議の開催、企業との連携などにより、多様な主体の参画による家庭教育の充実を図る。

2 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

(地域の多様な人材の参画による教育支援の充実)

○文部科学省は、授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民が

85 幼児から小学校低学年向け (<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>) 小学校高学年から中学生向け (http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html)

86 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

87 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

88 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

89 <http://katei.mext.go.jp/index.html>

ボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」の設置を推進している⁹⁰（**図表 20**）。また、地域による学校支援活動を促進するため、特に優れていると認められる活動に対して文部科学大臣表彰を行っている。平成26（2014）年度には新たに、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業などの協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援する。

（保護者や地域住民の学校運営への参加）

○文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、調査研究事業や推進協議会といった施策を進めている。

（学校評価と情報提供の推進）

○文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している⁹¹。

（2）教育・相談の体制や機能の充実

（教員の資質能力の向上）

○文部科学省は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、教員養成・研修などの充実を図っている⁹²。

○独立行政法人教員研修センター⁹³は、国が行うべき研修として、各地域における指導者を養成するための学校経営研修や喫緊課題に関する研修を実施している。

（教職員評価）

○文部科学省は、教員評価制度の改善・充実を促しており、一部実施を含めるとすべての教育委員会で教員の能力や実績の評価が実施されている。

（学級編制と教職員配置）

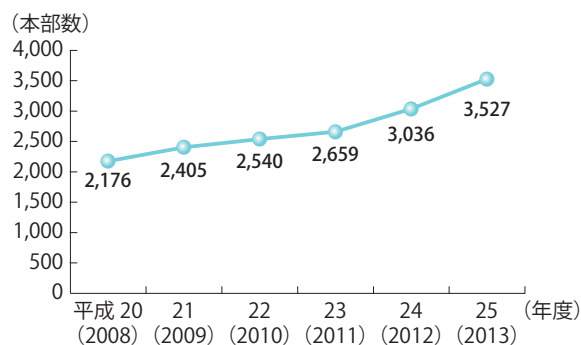
○文部科学省は、平成25（2013）年度には、教育再生を支える基盤として様々な教育課題に対応するため、あわせて800人の教職員定数の改善を図った。平成26（2014）年度には、小学校英語の教科化やいじめ・道徳教育への対応など優先度が高い教育課題への対応に必要な703人の定数の改善を図る。

3 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

（1）放課後子どもプランの推進

○文部科学省と厚生労働省は連携して、放課後における子どもの安全で健やかな居場所づくりを地域社会の中で推進するための総合的な対策として「放課後子どもプラン」（放課後児童クラブ・放課後子供教室）を推進している⁹⁴。（**図表 21**）

図表 20 「学校支援地域本部」の設置状況



（出典）文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」（<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>）

90 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/headquarters.html>

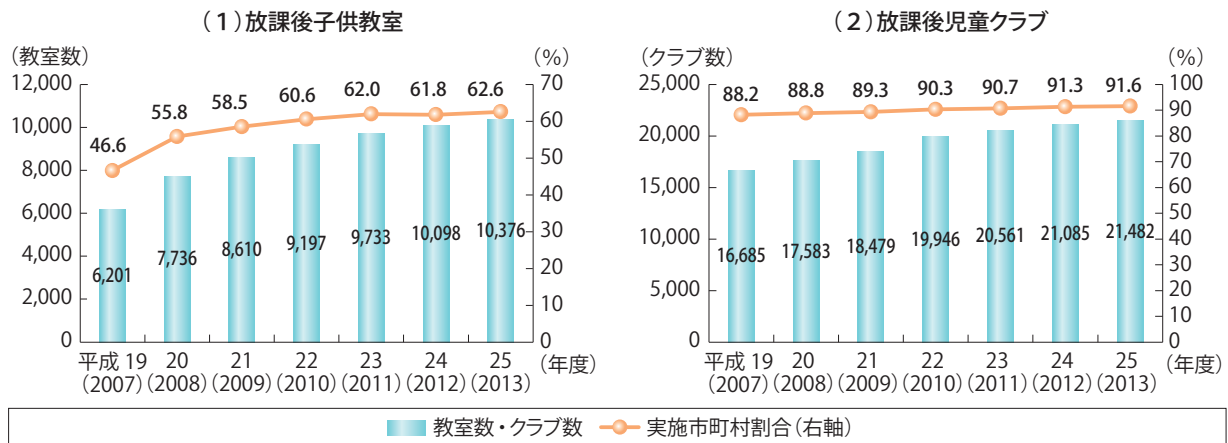
91 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

92 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

93 <http://www.nctd.go.jp/>

94 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

図表 21 「放課後子どもプラン」の実施状況



(出典) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>), 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

(2) 中高生の放課後の居場所づくり

○文部科学省は、子ども・若者の居場所づくりに関する各種の取組を推進している。

○厚生労働省は、児童館の整備を推進している。

(3) 体験・交流活動等の場づくり

(青少年教育施設)

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設を通じて、総合的・体系的な体験活動などの機会を提供している。

(都市公園)

○国土交通省は、自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している⁹⁵。

(スポーツ活動の場)

○文部科学省は、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実への支援を推進している⁹⁶。

(自然公園)

○環境省は、国立公園や国定公園などにおける安全で快適な公園利用施設の整備を推進している。

(水辺空間の整備)

○国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間(「子どもの水辺」)における環境学習・自然体験活動を推進するため、「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を実施している。

(レクリエーションの森の整備)

○林野庁は、自然休養林などの「レクリエーションの森」の活用を推進している⁹⁷。

(被災地における学び・交流の場づくり)

○文部科学省は、学校・公民館などを活用して、被災した子どもたちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援している。

95 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

96 http://www.mext.go.jp/a_menu/a004.htm

97 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html

4 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(通学路やその周辺における子どもの安全の確保のための支援)

○警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子どもが助けを求めることができる「子ども110番の家」⁹⁸の活動に対する支援を行っている。

(道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進)

○警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

○警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。

○国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

(児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進)

○国土交通省は、災害時に子どもの円滑な警戒避難が行われるよう、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域などの指定による危険な箇所の明示などを推進している。

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

(ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進)

○国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)により、「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32(2020)年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。

○国土交通省と警察庁は、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、平成32年度までに、原則としてすべての当該道路において、バリアフリー化を実施する。

(通学路の交通安全対策)

○文部科学省、国土交通省、警察庁は、平成24(2012)年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するなど、通学路の交通安全の確保に向けた取組を推進している。

○警察は、道路交通実態に応じ、関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進している。

○文部科学省は、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、関係機関の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行っている。平成26(2014)年度には新たに、通学路安全対策アドバイザーの協力の下、交通安全教育の実施の支援も行う。

○国土交通省は、学校、教育委員会、警察などの関係機関と連携し、歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化などの対策を推進している。

(公園遊具の安全点検)

○国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる⁹⁹。

98 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>

99 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugu.html

(子どもの不慮の事故防止)

○消費者庁は、「不慮の事故」が子どもの死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している¹⁰⁰。

第2節 多様な主体による取組の推進

1 相談体制の充実

(1) 子ども・若者総合相談センター

○内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターをはじめとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

(2) 相談機関の連携確保

○内閣府は、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者や学校教育関係者の参加を得て、青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体の連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換などを行い、相談機関活動の充実を図っている。

2 国民運動等の取組の推進

○内閣府は、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や毎年11月の「子ども・若者育成支援強調月間」により、国民運動を推進している¹⁰¹。

第3節 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成

1 専門職の養成・確保

(1) 医療・保健関係専門職

○厚生労働省は、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学を教育内容としている。

(2) 児童福祉に関する専門職

○厚生労働省は、児童福祉司や児童心理司、児童家庭相談担当職員などに対する研修の充実などを図っている。

(3) 思春期の心理関係専門職

○厚生労働省は、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者を対象に、思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

○法務省は、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修体制を整備している。

(4) 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

(少年補導職員)

○少年補導職員は、研修などにより必要な知識の修得に努めている。

(少年院の法務教官)

○法務省は、少年院の法務教官に対する研修体制を整備するなどしている。

(保護観察官)

○法務省は、保護観察所と地方更生保護委員会事務局の保護観察官に対して、処遇能力の向上に資する研修などの一層の充実を図っている。

100 <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

101 <http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>

2 地域における多様な担い手の育成

(1) 青少年リーダー等の育成

- 内閣府は、地域で中心的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員、青少年育成に関する活動を行う団体の指導者などに対する研修会を開催している。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構をはじめとする青少年教育施設は、青少年関係団体の指導者などを対象とした研修を行っている。

(2) 民間協力者の確保

(保護司)

- 法務省は、幅広い世代・分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。

(更生保護関係施設・団体)

- 法務省は、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

(人権擁護委員)

- 法務省は、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。全ての人権擁護委員に対し、各種研修により子どもや若者の人権問題に関する知識の習得を図っている。

(児童委員)

- 児童委員は、民生委員をもって充てられ、厚生労働大臣から委嘱されている。主任児童委員は、児童委員の中から指名され、関係機関と児童委員との連絡調整などを行っている。児童委員・主任児童委員は、研修の実施によりその知識の習得に努めている。

(母子保健推進員)

- 母子保健推進員は、家庭訪問による母子保健事業の周知、声かけ、健康診査や各種教室への協力をはじめ、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

(少年警察ボランティア)

- 警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、少年警察ボランティアを委嘱している。大学生や女性、PTA関係者の委嘱により、人材の多様化を図るとともに、活動の多様化を図っている。また、全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会などの機会を利用して、非行の防止と健全育成のための活動を行うために必要な知識の提供に努めている。

(少年補導委員)

- 内閣府は、地方公共団体が委嘱している少年補導委員や青少年センターなどの職員の技能や知識の向上を図るため、相談・助言の効果的進め方などを内容とする研修事業を実施している。

第4節 子育て支援等の充実

1 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進

- 政府では、少子化社会対策基本法に基づく大綱に基づき、少子化対策を総合的に推進している。また、平成24（2012）年8月に公布された子ども・子育て関連3法¹⁰²に基づく子ども・子育て支援新制度¹⁰³について、子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、早ければ平成27（2015）年度を目途に本格的に実施する予定である。

¹⁰² 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

¹⁰³ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

(2) 保育サービスの充実

- 厚生労働省は、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育などの子ども・子育て支援新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援、保育を支える保育士確保対策などにより、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進める。
- 内閣府は、平成26（2014）年度に待機児童の多い市町村などにおいて保育緊急確保事業を行うことにより、待機児童解消加速化プランを推進するとともに、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図る。

(3) 地域における子育て支援

- 文部科学省は、保護者に対する子育て講座や学習機会の提供などの家庭教育支援を推進している
- 厚生労働省は、「地域子育て支援拠点」や「ファミリー・サポート・センター」を整備している。

(4) 幼稚園における子育て支援

- 文部科学省は、幼稚園が地域の実態や保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後に行う預かり保育を推進するため財政措置などの支援を行っている。

(5) 認定こども園制度の普及促進

- 文部科学省と厚生労働省は、「認定こども園」の一層の普及を図っている。

第5節 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 青少年インターネット環境整備法の的確な施行等

(1) 青少年インターネット環境整備法

- 「青少年インターネット環境整備法」¹⁰⁴に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」¹⁰⁵が平成24（2012）年に子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

(2) 実態の把握

- 内閣府は、18歳未満の者とその保護者を対象に、インターネットの利用状況やフィルタリングの普及状況を調査する「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している¹⁰⁶。

(3) フィルタリングの普及啓発

- 警察は、違法情報に対する取締りや、有害情報から子どもを守るためのフィルタリングソフトやサービスの普及などの推進、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。
- 総務省は、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請やフィルタリングの普及促進活動を推進している。
- 文部科学省は、学校で行う入学説明会や新入学時の保護者説明会など効果的な説明の機会をとらえて保護者に周知するよう協力を依頼している。
- 経済産業省は、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準¹⁰⁷を策定するなどしている。

(4) 悪質な違法行為の取締りなど

- 警察庁は、インターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している。外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。
- 警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター、イ

104 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

105 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/index.html#dai2ji_keikaku

106 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

107 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努め、全国の警察が連携して、取締りなどを進めている。

- 法務省は、人権擁護機関において、人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

(5) 子どもや保護者に対する啓発

- 内閣府は、関係府省や地方公共団体と連携し、パンフレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる。また、平成25（2013）年度から、保護者、教職員、指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」¹⁰⁸を実施している。加えて、関係府省では、関係事業者と協力し、平成26（2014）年の春に、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及啓発などの取組を展開した。
- 警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子どもを守るための広報啓発を推進している。
- 総務省は、文部科学省や通信関係団体と連携し、主に保護者・教職員や子どもを対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。
- 法務省は、人権擁護機関において、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発活動を実施している。
- 文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。

(6) 関係業界の自主的な取組の促進

- 警察は、有害図書類の少年への提供について、関係機関や地域住民と連携して業界の自主的な措置を促進するよう指導を強化するとともに、悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

2 携帯電話等をめぐる問題への取組

- 文部科学省は、携帯電話やインターネットをめぐるトラブルから子どもを守るためのインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、「ネットモラルキャラバン隊」¹⁰⁹による保護者などを対象とした学習・参加型のシンポジウムや、「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレットの配布などによる広報啓発を行っている（図表22）。平成26（2014）年度には、インターネットに依存していると言われている子どもを対象に、青少年教育施設において参加者がインターネットから離れて規則正しい集団生活などを体験するプログラムを実施する。
- 総務省は、平成25（2013）年9月に発表した「スマートフォン安心・安全強化戦略」¹¹⁰に基づく施策を推進している。

108 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h25/index.html>

109 http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/moral/1313148.htm

110 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に置かれたワーキンググループの報告書。 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000122.html

図表 22 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm)

3 性風俗関連特殊営業の取締り等

○警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等

○警察は、「未成年者喫煙禁止法」と「未成年者飲酒禁止法」に基づき、指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

○検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止

○国税庁¹¹¹は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。また、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

(3) 喫煙防止

○財務省¹¹²は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすること、インターネットによるたばこ販売についてはあらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することを、たばこ小売販売業の許可の条件としている。

第6節 大人社会の在り方の見直し

1 雇用・労働の在り方の見直し

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づく取組の推進

○内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」に基づく

¹¹¹ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

¹¹² http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

施策を推進している¹¹³。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○厚生労働省は、「育児・介護休業法」¹¹⁴の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している¹¹⁵。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）の認定取得促進を図るなどしている

2 虐待を行った保護者に対する対応等

○厚生労働省は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」¹¹⁶により、児童相談所における保護者援助に関する取組を進めている。

3 少年院在院者の保護者等に対する指導

○法務省は、少年院において、保護者会や各種行事、面会のために保護者が来庁した機会などを通して、家族関係調整のための取組を実施している。

4 家族や地域の大切さ等についての理解促進

○内閣府は、平成19（2007）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼びかけている¹¹⁷。

第5章 今後の施策の推進体制等

第1節 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

1 調査研究

○内閣府は、子どもや若者に関する調査研究を実施し、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ¹¹⁸などで公開している。

○法務省の法務総合研究所は、平成25年度までに「来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告・第2報告）」を研究部報告として公表した¹¹⁹。

○厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子ども・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

2 調査データ等の共有・活用のための環境整備

○総務省は、政府統計ポータルサイト「e-stat」¹²⁰により各府省の統計関係情報を一元的に提供している。また、「統計法」に基づき、統計データの二次利用制度を適切に運用している。

113 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

114 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が変序されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

115 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/

116 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>

117 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kazoku/index.html>

118 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

119 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00060.html

120 www.e-stat.go.jp/